

1.本ガイドラインについて

2020年初期より拡散した新型コロナウイルスの感染症対策に関する指針として索道事業者を対象に作成するものである。

索道事業については、冬季間のスキー営業および夏季間の観光営業などがあり、輸送に使われる索道機種・営業内容等によっても運行状況が大きく異なってきます。

索道事業者においては、それぞれの索道運行計画に基づき本ガイドラインを踏まえ、個々の状況に応じた対策に取り組み、感染拡大の防止、利用者の安心・安全等につなげていくと共に従業員の健康管理も含め、社会全体への感染症の感染リスクの低減に努めることに活用するものとする。また、「緊急事態宣言」等が再度、発令になった際には、関係機関と連携して臨機応変に対応するものとする。

2.具体的な感染拡大予防について

(1)お客さまに気持ちよく楽しんでいただくために、すべてのお客さまに次のことを願います。

- ①乗車待ちの列にいる場合には間隔をあける。
- ②乗車中もしくは近くに他のお客さまやスキー場係員等がいる場所では、マスクまたはフェースシールドおよび手袋（以下、「マスク等」という）やゴーグル・サングラスは着用したままにする。
- ③乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えめにしていただき、チェアリフトの場合は極力前方を向いたままで座っていただく。
- ④混雑時の待ち時間を踏まえて、係員が搬器の乗車人数を決めることについてご理解をいただく。

(2)索道施設

①特殊索道

- ア.改札係員・乗客係員はマスク等を着用させる。
- イ.運行終了後は落下防止バー等の消毒をするのが望ましい。（運行中は危険である）

②普通索道

- ア.改札係員・乗客係員および車掌係員はマスク等を着用させる。
- イ.箱型搬器（ロープウェイ・ゴンドラ等）については、利用状況を踏まえ搬器内の一部の座席を禁止する。または乗車定員を制限する等の対策をとり、乗客同士の

-
- 間隔を開けて安心できる搬器内環境を確保すよう努める。
 - ウ.搬器については窓を開ける等、適切な換気に努める。
 - エ.搬器内消毒は安全確保を図りながら状況に応じて定期的実施する。

③券売所

- ア.チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- イ.チケット・金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で受け渡しをする。

(2)屋内施設（売店・付帯施設等）について

- ①施設の入口およびトイレ入口等には消毒液を常備する。
- ②座席の間隔については一定の距離を確保する
- ③レジには飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- ④提供する料理・提供方法についても、感染拡大防止に努める。
- ⑤お客さまが利用されるテーブル・イス等、また券売機・トイレ・手すり等々については定期的に清掃・消毒をする。尚、トイレのハンドドライヤーは停止とする。

(3)冬季営業でのパトロール隊について

- ①パトロール隊員は常にマスクを携行し、救助活動をする際には、臨機応変にマスクを着用するものとする。
- ②負傷者の搬送で使用した救助ボート類は搬送後、消毒する。

3.従業員に関する対策

(1)健康確保

- ①従業員に対し、出勤前に、新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。特に券売所係員・改札係員・車掌係員については始業前点呼時等において確認を徹底する。
- ②従業員は常に健康な身体でお客さまに接することが肝心で、①を踏まえ体調の思わしくない従業員には休むように指導する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じて直ちに帰宅させる。

-
- ③自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

(2)勤務

- ①索道業務に従事する従業員に対し、業務内容に拘らず、始業前・休憩後を含め、定期的な手洗い・手指消毒を徹底する。
- ②勤務中の従業員はマスクを着用する。ただし、気温や湿度が高くなる場合においては、接客の有無やそれぞれの業務の状況（対人距離、業務負荷、周辺環境等）を踏まえた熱中症予防にも留意した対応をとるものとする。
- ③建物内（個別の部屋含む）の換気に努める。
- ④送迎車両による通勤の場合、マスクの着用と窓を開け感染予防に努める。
- ⑤他人と共用する物品や手が触れる運転室の操作スイッチ類は利用頻度に応じて清掃消毒をする。
- ⑥従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるように、作業空間と人員配置について最大限の見直しをする。
- ⑦朝礼や点呼は小グループにておこなうなど、一定以上の人数が一度に集まらないように努力する。

(3)休憩施設・備品等の取扱い

- ①休憩室・食堂等を使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒を励行する。
- ②休憩をとる場合でも、屋内休憩スペースについては換気をおこなう、2メートルを目安にできるだけ距離を確保するよう努めるなど、3密（密閉・密集・密接）を防ぐことの徹底にも努める。
- ③食堂などで飲食する場合には、時間をずらす、イスを間引く、対面で座らないなど2メートルの距離をできる限り確保するよう努める。
- ④トイレではハンドドライヤーの利用は止め、ペーパータオルを設置するか、個人のタオルを持参させる。
- ⑤共有する物品（テーブル・イス等）は、定期的に消毒する。

(4)従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ①従業員に対し、感染防止対策の重要性を認識させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表してい

る「人との接触を8割減らす10のポイント」(※1)や「『新しい生活様式』の実践例」(※2)を周知するなどの取組をおこなう。

- ②患者・感染者・医療関係者・海外からの帰国者、その家族・児童等の人権に配慮する。
- ③新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮をおこなう。

(5)感染者が確認された場合の対応

- ①保健所・医療機関の指示に従う。
- ②従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局に報告する。
- ③感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒や同勤務場所の勤務者の自宅待機などの対応を検討する。
- ④感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
- ⑤衛生管理責任者または安全衛生推進者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。

※ 輸送障害発生時など、やむを得ない場合にはこの限りではない。

※ その他の付帯設備については、該当する業界団体・行政等から発出しているガイドラインを参考にし、感染症拡大予防に適切に努める。